



日田市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 社会教育課 (淡窓図書館)

措置の内容 : 別紙のとおり

令和3年5月28日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【社会教育課（淡窓図書館）】</p> <p>○図書複写手数料の取扱いについて</p> <p>日田市会計規則では、その手数料はその都度調定し、振興局等については 5 日以内に払い込むこととなっているが、令和 2 年度における淡窓図書館の料金自動收受機による図書複写手数料について、調定日から収納日まで最大で 20 日経過している月もあり、同規則第 33 条に定める収納金の払込み処理がなされていなかった。</p> <p>今後は、会計規則に則った適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>【社会教育課（淡窓図書館）】</p> <p>図書複写手数料の取扱につきましては、窓口業務委託業者から前月分の複写手数料の報告が翌月初旬にありますので、翌月に金額と件数が判明しております。しかしながら、複写申込のあった最後の日（前月）に遡って調定を起案していたため、金額が判明した翌月の収納日と調定日（前月）との間に日数が経過する結果となってしまいました。</p> <p>今後におきましては、窓口業務委託業者から翌月に報告を受領した日（金額と件数が判明した日）を調定日に改めまして、会計規則に則った適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>